書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１号
石川県輪島市町野町金蔵チ部１番地
破産者　林　　良一
異議申述期間　平成21年７月30日まで
平成21年６月29日　金沢地方裁判所輪島支部

平成１９年（フ）第１２９号
山口県岩国市門前町２丁目59番６号、開始時の住所山口県岩国市山手町２丁目58番16号
破産者　西川　桂子
異議申述期間　平成21年８月10日まで
平成21年６月29日　山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第１６４０号
福岡県朝倉市杷木星丸字京座545番地１
破産者　株式会社資源開発
異議申述期間　平成21年８月26日まで
平成21年６月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１６５２号
福岡市早良区有田５丁目９番22号
破産者　井上美代子（旧姓吉田）
異議申述期間　平成21年８月26日まで
平成21年６月26日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第７３号
青森県八戸市湊高台２丁目16番26号　コーポ湊高台13号室
破産者　宮崎　和美
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第１１１号
愛知県犬山市大字五郎丸字二タ俣１番地７
破産者　髙田　朋美
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０６１号
東京都千代田区麹町３丁目５番地
清算株式会社　株式会社オール・エンヂニアリング
代表清算人　吉崎　深仁
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第８号
静岡県浜松市中区西伊場町57番１号
清算株式会社　株式会社サンオリオン
清算人　中村　光央
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２１年（ヒ）第９号
静岡県浜松市中区西伊場町57番１号
清算株式会社　株式会社ウインスター
清算人　中村　光央
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２１年（ヒ）第３０２３号
大阪市西成区長橋１丁目７番２号安田ビル
清算株式会社　株式会社てんぐ屋商事
代表清算人　山形　康郎
１　決定年月日　平成21年６月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第１００５号
広島市中区大手町４丁目６番16号
清算株式会社　株式会社戸山カンツリー倶楽部
清算人　横山　慶一
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０３５号
東京都千代田区鍛冶町１丁目７番11号
清算株式会社　株式会社インターオプテック
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成１９年（ヒ）第１０１０号
広島市中区舟入町６番５号
清算株式会社　東和科学株式会社
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０２０号
東京都目黒区平町２丁目20番５―303号
清算株式会社　株式会社ＡＴＳ
代表清算人　原　　拓男
１　決定年月日　平成21年６月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更及び弁済方法
協定債権（以下当該債権者を「協定債権者」という。）については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　株式会社ＡＴＳ（以下「会社」という。）は、各協定債権者（原拓男、原誠及び原敏夫を除く。）に対し、本協定の認可決定確定日から３か月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の0.1567％の金員を支払う。詳細は、別紙協定案別表記載のとおりである。
⑵　各協定債権者（原拓男、原誠及び原敏夫を除く。）は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　協定債権者原拓男、原誠及び原敏夫は、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者（原拓男、原誠及び原敏夫を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を１⑴の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

次の各事件について、以下のとおり特別調査期間を定めた。

平成２１年（ミ）第１０号
東京都港区高輪２丁目21番46号
更生会社　日本綜合地所株式会社

平成２１年（ミ）第１２号
東京都港区高輪２丁目21番46号
更生会社　日綜ハウジング株式会社
主文　更生債権等の特別調査期間を平成21年７月13日から平成21年７月15日までとする。
平成21年６月26日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3908番地の１
再生債務者　株式会社井出工業
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年６月26日　　甲府地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２１号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地21
再生債務者　株式会社平野屋
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区大須４丁目11番17号日比野ユーハウスビル４階　近藤倫行法律事務所　弁護士　近藤　倫行
平成21年６月26日
名古屋地方裁判所民事第２部